

平成27年国勢調査（簡易調査）で追加・廃止を検討する調査事項（案）

○ 追加を検討する項目

● 「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」 ⇒ 2項目の追加

理由：平成23年度統計法施行状況に関する審議結果（平成24年9月25日統計委員会決定）において、「東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目の追加等の可能性」との指摘への対応。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の前後の時点（平成22年10月1日と平成27年10月1日）における人口移動の状況について把握することにより、より正確な地域別将来人口の推計を行うことが可能となることから、平成27年国勢調査（簡易調査）の調査事項として追加する必要がある。

○ 廃止等を検討する項目

● 「住宅の床面積」 ⇒ 1項目の廃止

理由：平成27年国勢調査において、東日本大震災の状況を把握するため簡易調査の調査項目では無い「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を新たに調査事項として追加することから、記入者の負担軽減を図る必要がある。

また、「住宅の床面積の合計」は、各調査事項の中で最も記入状況が悪く、特に賃貸住宅に住んでいる世帯からは「床面積が分からない」との意見が多いほか、調査員からは「世帯からの忌避感が強い」、市区町村職員からは「審査事務の負担が大きい」との意見が出ている。

さらに、平成27年国勢調査では、オンライン調査の全国展開を初めて導入し、オンライン調査を推進しており、オンライン調査システムに与える負荷等の観点からも、回答の時間がかかったり、回答を途中で断念してしまうような調査事項については、回避すべきであることから、簡易調査年である平成27年調査では、円滑な調査の実施を優先し、「住宅の床面積の合計」については廃止する方向で検討する。

● 「住宅の建て方」 ⇒ 調査員での記入

理由：記入者負担の軽減を図る観点から調査員により、外観的に「住宅の建て方」を把握することが可能なことから、調査員による調査方法に変更する。

なお、住宅・土地統計調査においては、従前より調査員記入欄となっており、特段の支障は生じていないところである。

平成27年国勢調査の新規調査項目の要望に係る対応方針（案）

- 全府省、全都道府県・市区町村からの要望を取りまとめたもののうち、次のいずれかの条件に当てはまるものを抽出
- ・府省からの要望があるもの
 - ・地方公共団体からの要望が5件以上あるもの
- 国勢調査の調査項目として採用する際の選定基準
- I 人口・世帯の基本となる統計
 - II ニーズへの対応（政策・研究等の利用ニーズ、小地域統計の必要性、代替統計情報の入手手段の有無、データの継続性、法定利用）
 - II 正確性の確保（統計の正確性、統計の客観性）
 - III 国民負担への配慮（記入者の心理的負担、記入者の物理的負担、費用、実査・集計上の負担）
 - IV その他（国連勧告への適合、母集団情報としての必要性等）

要望のあった調査項目	要望の理由	府省等、地方公共団体	要望を出した機関			対応方針（案）	考えられる他の対応	過去の国勢調査及び諸外国での状況
			府省等	地方公共団体	区分			
5年前の住居の所在地	<p>「現在の住居における居住期間」は、地域のモビリティを測るうえで重要な統計であり、今後の人口移動傾向の予測や、当該地域における計画の方向性を定めるための基礎資料としての活用が考えられる。「5年前の住居の所在地」は、人口移動傾向を詳細に把握するために不可欠な統計である。とりわけ、東日本大震災の被災地に居住していた人々の震災後の居住地を把握することは、より正確な地域別将来人口推計を行ううえできわめて重要な課題であり、本データによりそれが相当程度達成されると考えられる。</p> <p>また従来、本統計は大規模調査の年に限り問いが設けられてきたが、今回を機に毎回の国勢調査で集計されることを強く希望する。5歳階級別の集計が多い本統計は、5年ごとに行われることによってコーホート単位での分析が可能となり、活用の幅が大きく広がるのが期待される。</p> <p>当研究所の行う全国将来人口の推計過程において、東日本大震災による被災地からの人口移動が、その後の出生行動にどのような影響を与えたかを明らかにすることが可能となる。東日本大震災の影響は様々な形で我が国の人口事象に影響を与えたと考えられるが、そのうち、長期的な影響を及ぼすと考えられる被災地からの人口移動について明らかにすることができることは重要。</p> <p>など</p>	国立社会保障・人口問題研究所、国土交通省、地方公共団体	2			<p>「5年前の住居の所在地」及び「居住期間」は、大規模調査時のみの調査事項であり、簡易調査（平成27年国勢調査）時の調査事項ではない。</p> <p>しかし、平成27年国勢調査の時点からみた「5年前の住居の所在地」は、東日本大震災発生5か月前の住居の所在地となることから、平成27年国勢調査において「5年前の住居の所在地」及び「（現住居の）居住期間」を調査事項とすることにより、東日本大震災を挟んだ5年間における、東日本大震災という特殊要因を含んだ我が国の人口移動の状況が、移動者の属性などのデータとともに、地域別に把握できることとなり、東日本大震災発生前の被災地などに居住していた者の実態の把握や、より正確な地域別将来人口の推計を行うことが可能となることから、平成27年国勢調査の調査事項とする方向で検討</p>	<p>○10年ごとに国勢調査（大規模調査）で調査</p> <p>○住民基本台帳人口移動報告…移動前の住所地別転入者数</p>	<p>○「過去の特定期日における居住地」は、国連勧告のコア事項</p>
居住期間	<p>など</p>	国立社会保障・人口問題研究所、国土交通省、地方公共団体	2			<p>○10年ごとに国勢調査（大規模調査）で調査</p>	<p>○「居住期間」は、国連勧告のコア事項</p>	
転居理由	<p>・H24.11月現在で福島市外へ約7,000人が避難しており、また、避難のために約10,000人が市内に居住していると言われております。単純に「福島市の調査結果」が「福島市の人口」とは言えないと考えますので、調査時点でどのような状況なのか、避難者数をどのように集計して取扱うのか、考え方を整理するためにも必要ではないかと考えます。場合によっては『住民登録はどこか』を調査しても良いのではないのでしょうか。【福島県福島市】</p> <p>・東日本大震災による影響で転入された方へは、単に定住者の増加が図られた場合とは異なる側面からの状況把握と分析、それに伴う施策が必要であると考えられる。【山梨県山梨市】</p> <p>・避難者の実態把握と避難者支援制度の企画【青森県】</p> <p>・「現住地に移住した理由」の回答に「震災被害（間接、直接）のため」を設ければより詳細に震災被害の状況が把握でき、復興支援施策の検討資料等に活用できるため【長崎県西海市】</p> <p>・被災地からの転入状況を検討し、住宅再建（新築・購入）施策等の継続・見直しに寄与できる。【岩手県花巻市】</p> <p>・村勢統計書において、東日本大震災における人口移動状況を公表し、震災後の人口変化について把握することにより避難者数を確定させ、その情報を今後の施策立案に活かす。【岩手県滝沢村】</p> <p>・現時点であれば復興計画に使用できるが、平成27年時点の調査では既に復興計画は終了している。そのため、5年前の住居の所在地のみならず、国勢調査では設問が難しいのかもしれないが、全数調査であるので、転居した理由（津波避難・原発避難等）も集計してもらいたい。【茨城県北茨城市】</p> <p>・具体的な利用予定はありませんが、災害の影響を把握する目的であれば「転居理由」についても併せて調査した方が、より有効な情報になると思います。【新潟県】</p> <p>・東日本大震災による避難を目的に移動した理由を挙げた世帯数がわかれば、適切な住宅施策の立案に役立つと思われる。【山形県】</p> <p>・被災の関係で住居が変更になったのかどうか。【福島県】</p> <p>など</p>	地方公共団体	0	21		<p>「転居理由」は、主観的で多岐にわたるため、回答の選択肢を細かく設定しなければならず、調査票設計上広いスペースが必要となる。また、選択肢を細かく設定した場合であっても「その他」を選択する者が多数を占める可能性があり、有効な回答が得られにくいことから、採用は困難。</p> <p>なお、国勢調査の調査事項は、結果データの時系列比較が可能となることが必要であることから、1回限りの調査事項となることが明らかなものは調査事項としては採用していない。したがって、東日本大震災を理由とする転居が否かに特化した調査事項としての追加も困難。</p>	<p>○就業構造基本調査…「転居の理由」</p> <p>○住宅・土地統計調査…「東日本大震災による転居」</p> <p>○住生活総合調査…「居住するための住宅が変化した理由」</p>	<p>○国連勧告にはない</p>

要望のあった調査項目	要望の理由	府省等、地方公共団体	要望を出した機関			対応方針（案）	考えられる他の対応	過去の国勢調査及び諸外国での状況
			府省等	地方公共団体	区分			
出生地（国内、国外）	<p>国際人口移動の活発化により、日本国内における外国人人口も増加の一途をたどってきている。それとともに、外国籍から日本国籍へ帰化する外国人人口も増加しており、こうした「外国に由来する人々」に関する社会経済的属性の把握が急務である。</p> <p>また、全国将来人口推計を始めとする国内人口動向の把握において、国勢調査のデータの果たす役割は大きく、中でも、こうした「外国人に由来する人々」の把握についても同様に急務である。</p> <p>そのため、国籍に加え、帰化人口についても把握する上で重要な、出生地（国内、国外）について新たに調査項目を設けると同時に、それらの社会経済的属性を明らかにする上で重要な、年収、教育、国内居住期間、既往出生児数といった点についても併せて調査を行うことが望ましい。</p> <p>なお、外国に由来する人々は、総人口に占める割合では、依然として低い（2%程度）ことから、他の標本調査からその属性を把握することは困難であり、国勢調査の他にこうした点について、明らかにすることができる統計は存在しないと考えられる。</p>	国立社会保障・人口問題研究所、地方公共団体	1	1		<p>人の由来や移動に関しては、現行の調査事項に「国籍」、「居住期間」及び「5年前の住居の所在地」があることから、これら現行の調査事項との重複感があり、記入者負担などの観点から、現状では、調査項目として追加することは困難な状況にある。</p>	<p>○「5歳未満の子ども」の出生地は国勢調査で調査</p>	<p>○「出生地」「出生国」は、国連勧告のコア事項</p>
民族	<p>アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族である。平成18年に北海道環境生活部が実施した「北海道アイヌ生活実態調査」によると、北海道には23,782人のアイヌの人々が住んでいるが、これは北海道内のアイヌ人口が網羅されたものではない。また、これまで、全国を対象としたアイヌ民族に関する調査は行われたことがなく、全国のアイヌ人口は不明なままとなっている。平成20年6月6日、衆参両院において全会一致で採択された「アイヌ民族先住民族とすることを求める決議」を受け、政府は、同日、「アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族である」旨の認識を示した内閣官房長官談話を発表した。その後、内閣官房長官談話を受け開催された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という。）は、平成21年7月に取りまとめた報告書において、従前は北海道を中心に行われているアイヌ政策について、「アイヌとしてのアイデンティティをもつ個人に関する政策は、その居住する地域によって左右されるべきではない。現在、全国各地にアイヌの人々が生活していると考えられていることから、全国のアイヌの人々を対象にして政策を実施する必要がある」と提言した。政府では、平成21年12月から、「アイヌ政策推進会議」（座長：内閣官房長官）を開催しており、現在、その下に置かれた「政策推進作業部会」（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）において、全国的な政策展開の可能性をはじめとする、有識者懇談会報告の実現に向けた検討を行っている。</p> <p>アイヌ政策の全国的展開に当たっては、まず、基礎的情報として、アイヌの人口及び地理的分布その他所要の属性別データを把握することが大前提となる。特に、北海道外のアイヌについては、北海道におけるアイヌであることによる差別を避けるため、北海道外に移住したアイヌの人々が少なからず存在すると言われているが、分散して居住していること等から、国勢調査によらなければ、その実態を把握することは不可能である。また、アイヌ民族は、日本政府が国内外で公式に認めた唯一の先住民族であり、人口の基本的属性を国勢調査により明らかにする上で、他国と同様に先住民族の実数を把握することは、国勢調査の目的に妥当していると考えられる。（米国、カナダ、豪州、ニュージーランド等では、それぞれ各国センサスにおいて、先住民族に関するデータを収集している。）さらに、国勢調査におけるアイヌ人口の調査は、アイヌであることを隠して暮らす人が多かった過去とは決別し、アイヌであることを誇りを持って表明できる時代となったことを示す大きな象徴的意義もある。</p> <p>以上の理由から、内閣官房アイヌ総合政策室としては、次回平成27年国勢調査の調査事項として、アイヌ人口を追加していただきたいと考えている。しかし、追加に当たっては、アイヌ人口の調査に関するアイヌの人々の理解を得ることが必要不可欠であるため、今後、アイヌ政策推進会議に置かれた「政策推進作業部会」において、アイヌ委員の意見を伺うとともに、必要に応じて、当室において、パブリック・コメント又はそれに類する意見聴取の手続を経ることも検討しているところ。上記のプロセスにおいて、アイヌの人々の理解の得られた場合には、平成25年夏頃の開催を予定している第5回アイヌ政策推進会議（座長：内閣官房長官）において、政府のアイヌ政策に関する方針として決定したいと考えている。上述のような進め方について、国勢調査の調査事項追加に係るプロセスの観点から、問題等があれば御指摘いただきたい。</p> <p>調査項目としては、「アイヌの人口」を「国籍」とは別個に、又は統合して追加するイメージ。「アイヌ」の定義については、「アイヌの血を受け継いでおり、自らをアイヌであると考えている者」を基本とする。血統（客観的要件）のみならず、アイデンティティ（主観的要件）を併せて要件とするのは、北海道環境生活部による調査との整合性を確保するためである。一方、アイヌの血を受け継いでいない配偶者、養子等については、原則として対象外とすることを考えているが、この点を含め、アイヌの人々との議論が必要。</p> <p>（参考1）北海道環境生活部が実施した「北海道アイヌ生活実態調査」では、「アイヌ」の定義を「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」とし、調査に当たる市町村が把握できる限りの者を把握している。なお、アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない。</p> <p>（参考2）アイヌ最大の団体である（社）北海道アイヌ協会の会員資格は、「アイヌの血を引いている者、その配偶者、その養子となった者（一代限り）」である。（アイヌ政策推進会議第7回北海道外アイヌの生活実態調査作業部会（H23.1.28）議事概要より）</p> <p>定義の比較 アイヌの血を引いている者 配偶者 養子（一代限り）</p>	内閣官房アイヌ総合政策室	1	0	<p>「民族」について、回答の選択肢を設定するためには、それぞれの「民族」を一定の定義に基づいて分類する必要があるが、それぞれの「民族」を定義することはデリケートな（センシティブな）問題であり、また、我が国では、その分類のための定義は、公的には確立されていない。</p> <p>しかも、我が国に居住する者の多くが、自分自身がいずれの「民族」に属しているか把握できているとは言えず、これを確認する手段も想定し難いことから、正しい記入を確保することができるかどうか懸念されるところである。</p> <p>なお、「アイヌ民族」に特化した調査事項を設けることは、結果利用が限定的になってしまうほか、差別的な調査である等の無用な批判を招くおそれがある。</p>	<p>○北海道アイヌ生活実態調査</p>	<p>○「民族性」「先住民族」は、国連勧告の追加的調査事項</p>	

要望のあった調査項目	要望の理由	府省等、地方公共団体	要望を出した機関			対応方針（案）	考えられる他の対応	過去の国勢調査及び諸外国での状況
			府省等	地方公共団体	区分			
教育	<p>グローバル化や知識基盤社会の到来、就学構造・雇用慣行の変化等職業生活を巡る環境がめまぐるしく変化する中、人々が様々な学びの場を選択し、職業に必要な知識・技能を身に付け、職業生活の中で力を存分に発揮できるようにするため、学業生活と職業生活を交互に又は同時に営むことができる生涯学習社会の構築が求められている。</p> <p>そうした状況の中、国として、必要な施策の立案に当たり、就学状況に関するデータは重要かつ基礎的なものであるが、現状の頻度では適切に状況を把握することが困難となっている。</p> <p>したがって、国として、10年に1度ではなく5年に1度の頻度で、より適時に、国民の最終卒業学校の状況や未就学の状況を調査し、その状況を確認することが必要である。【文部科学省】</p> <p>また、中学校夜間学級に対する施策の企画立案に当たって、現在の調査の「最終卒業学校の種類」において明らかではない「小学校を卒業したが中学校を卒業していない者の数」が明確になるよう、平成32年の調査においては、小学校と中学校を分けていただきたいと考えている。</p> <p>なお、載している平成27年の調査から「在学、卒業等教育の状況」を調査いただけるのであれば、平成27年から反映していただきたい。</p> <p>など</p>	文部科学省、地方公共団体	1	4		記入抵抗感が大きい調査項目であり、現状では、簡易調査において調査項目として追加することは困難な状況にある。	○10年ごとに国勢調査（大規模調査）で調査	○「在学状況」「最終学歴」は、国連勧告のコア事項
就業時間	<p>SNA確報推計の付表3における労働時間数のうち農林水産業及び公務については、従来より「国勢調査」の結果をベンチマークとして使用している（他の産業については毎月勤労調査を使用）。したがって、引き続き「国勢調査」を用いて労働時間を推計するため、平成17年調査まで公表されていた就業時間の調査事項の復活を要望する。</p> <p>また、労働時間の推計は本業・副業別に行っているが、これまで本業・副業別の労働時間を把握している調査が無いため、全体の労働時間に対し、「就業構造基本調査」の雇用者数より求めた本業割合を用いて分割している。</p> <p>「国勢調査」により、本業・副業別の就業時間が把握できれば推計の精度向上につながるため、就業時間の調査事項の復活とともに、副業の就業時間の調査を要望するものである。</p> <p>毎月勤労統計の調査対象外である農林水産業及び公務については、「国勢調査」をベンチマークとし、「労働力調査」で延長する推計方法を採用している。このため、ベンチマークとなる「国勢調査」における就業時間が必要である。</p>	内閣府	1	0		平成12年国勢調査から「就業時間」を調査事項に追加した目的は、当時、正規雇用・非正規雇用の把握に当たり、統計としての確に区分することのできる統一的な定義がなかったことなどから、従業上の地位の区分のうち「雇用者」を「常雇」・「臨時雇」に細分化し、これら細分化された区分と「就業時間」を組み合わせることで集計することにより、非正規雇用などの就業形態の多様化について把握することであった。 <p>しかし、平成22年国勢調査の時点で、「勤め先での呼称（労働者派遣事業所の派遣社員、パート・アルバイト・その他）」による区分が統計として定着したことから、従業上の地位の区分を「常雇」・「臨時雇」に代え「勤め先での呼称」とすることにより、非正規雇用などの就業形態の多様化の把握という目的がほぼ達せられたことから、報告者負担の軽減を図るためにも、調査事項から「就業時間」が削除されたものであり、再度、追加することは困難。</p>	○毎月勤労統計調査 ○労働力調査 ○就業構造基本調査…「週間就業時間別の就業業者数（有業者数）」	○昭和25年・35年、平成12年・17年の国勢調査で調査 ○「就業時間」は、国連勧告の追加的調査事項
副業状況	<p>SNA確報推計の付表3における就業業者数については、従来より「国勢調査」の結果を推計上のベンチマークとして使用しているが、SNAの就業業者数については定義上ジョブベースに換算する必要がある。</p> <p>そのため、現在は「就業構造基本調査」等を用いて副業者比率を別途推計しているところである。副業比率推計の精度向上を図るため、従来より就業業者推計のベンチマークとして使用している「国勢調査」において、副業状況の把握を要望するものである。</p> <p>*ジョブベースとは1人の就業業者が本業の他に副業も持っている場合、これを2人とカウントすること。</p> <p>現在は副業者比率の推計においては、「就業構造基本調査」を利用している。しかしながら、就業業者数の推計においてベンチマークとして利用している「国勢調査」と調査時点が異なること、前者が標本調査であるのに対し、「国勢調査」は悉皆調査であることから、「国勢調査」による結果を用いることで推計結果の精度向上が見込まれるため。</p>	内閣府	1	0		人口・世帯に関する国の最も基本となる統計としての妥当性が低いほか、小地域統計の必要性も低く、採用は困難。	○就業構造基本調査…「副業に関する事項」	○国連勧告にはない
利用交通手段	交通網整備、都市計画	地方公共団体	0	4		他の調査事項の必要性などと比較すると、現状では、大規模調査時のみの調査事項とすることが妥当	○パーソントリップ調査	○国連勧告にはない
空家関係	防犯対策	地方公共団体	0	5		我が国の国勢調査は、人口・世帯に関する統計調査であるため、世帯が居住していない建物を調査することは予定していない。	○住宅・土地統計調査…「居住世帯の有無別住宅数」	○「占有状況」は、住宅センサスに対する国連勧告のコア事項
住宅用火災警報器の設置状況	住宅用火災警報器設置状況の正確な把握（総務省消防庁主導の住宅用火災警報器設置状況調査は、全数調査でない、全国で調査方法が不統一）	地方公共団体	0	8		人口・世帯に関する国の最も基本となる統計としての妥当性が低く、採用は困難。	○総務省消防庁が地方公共団体を通じ、全国規模での住宅用火災警報器の設置率を調査	○国連勧告にはない